

小笠原流諸派と言語伝書との關係についての試論

——「女中詞」の成立環境をめぐって——

島 田 勇 雄

一 表題についての問題提起

「女中詞」は、近世語に関心を持つ者の興味を最も強く惹きつけたものの一つであろう。その理由としては、本書に所載されたいわゆる女房言葉が中近世の上層女性の間で成長し、その階層の女性にふさわしい優雅な語群を成長させたこととか、それらの語群には特異な語型の多く見られることとか、その種の語を本書が特に多く採録してあることなどが挙げられ、そのために本書が早くから人目を惹いたわけである。「近代語研究 第三集」に元禄五年木の「女中詞」を紹介された松井利彦氏によれば、本書には菊沢季生・玉岡松一郎・国田百合子・井之口有一ら真下三郎の諸氏および松井利彦氏による、翻刻・影印の紹介とそれについての解説とがあるよしであ

る。それほど多くの人の関心を惹き、多くの紹介や解説を受けたわりには、本書の性格については未解決のことが多く残されているように思われる。というのは、「女中詞」の各種異本の書誌的解説は多くなされているが、この書の語彙が使用語彙か理解語彙か、口頭語か書簡文用語か等々の語彙論上の性格とか、本書がどのような性格の資料であり、それを国語史資料として利用するにはどの種の作業を必要とするか等の方法論上の問題の研究などが、十分になされていないように思われるからである。

第一の語彙論上の点について言えば、この「女中詞」に採録の語群は、漠然とではあるが、一般に近世前期の上層女性の使用語彙であると考えられているふしがある。また松井利彦氏は前述の元禄五年木の「女中詞」の影印に添えた論文で、女性の消息文のための用語集であろうとの解釈を提唱された。松井氏はかつて「婦女發草」

と「女重宝記」との大和詞の關係についてのすぐれた論考を發表されたことがあり、それとの關係からこの「女中詞」もその種の消息文用語集であろうと推測されたわけである。ただ「女中詞」所載語彙の語性として推定可能な範圍はこれに限られるわけではないであろう。「女中詞」と直接関連を持つ水島派の言語關係の伝書には「軍詞之卷」「犬追物射手詞集」等があるが、使用語彙を採録したものはないし、そのことは武家礼式における諸礼物の性格としてきわめて自然である。また水島派の指導体系には書札礼があり、それには消息文關係の事項が納めてある。もし「女中詞」がそれに納めてあるなら、本書の用語が女子用消息文のための用語集である可能性も強いが、これは女礼物に納めてあるので、まずその可能性を全面的否定し去ることはできないが、十分な根拠とすることはできない。

本書が女礼物に一括されてゐることは、むしろ女性のための知的教養の指導の一端として、他の武家諸礼物の一般的傾向と同じく、世に女房言葉とか御所言葉とか女中言葉とか言われている語彙を各種の資料の中から広く採集したことを示すものと思われる。その選択基準としては、使用語彙に限るとか武家故実資料などに所載された語彙に限るとかの基準をとりたてて設定することもなく、しかし實際には編者の学的傾向として既往の資料に所載されたものが中心になつたのではないか、ということが、作業前の予測の段階で考えられ

るのである。これと類似の解釈についてかつて述べたことがある。⁽²⁾要するに「女中詞」が諸礼上の伝書の一つであることを認識するかどうか、が決め手である。その語性についてあらためて検討すべき時期に来ていゝと思われる。

「女中詞」は元來小笠原流の伝書の一つで、それも私が仮りに庶流派と命名した分派のうちの水島派に伝えられた伝書の一つである。その類を私は仮りに伝授物と呼ぶことにし、それも古今伝授以來の和歌・連歌・国文学關係の伝授物と、小笠原流・伊勢流・若州武田流等の武家礼式の伝授物と、兵法学諸流の伝授物等々に分類し、それぞれ伝授の方式とか伝書の伝承等とくに差違を持つものと考えている。そのためにこれらの伝書を国語資料として使用するには、そのための前提的作業としてそれぞれの伝授物の性格に対応した方法上の配慮を必要とすると考えている。いずれにせよ、伝授物一般を国語資料として使用するばあいには、訓点資料や仮名文学作品や説話文学作品や浮世草子や、もろもろのそうしたジャンルの資料を扱うばあいは異つた注意事項が考慮されてあらねばならぬのである。それらの具体的事項については、すでにしばしばくり返してきたので、今次は多くのばあいは結論を主にして論証経過を省略することにするつもりである。

「女中詞」は奥書類から伊藤甚右衛門幸氏の著述と考えられる。

伊藤幸氏は水島卜也之也の高弟である。近世では一般にこのような師弟関係にある者がともに強力な学者であるばあい、ある種の著述の眞の著者について識別困難なことが多くある。伊藤幸氏のばあいは、後述するように「之成伝記」や師語録物や口伝物などでは、水

島の講義の間書に基づいて彼が編著したことになるが、それらの著述における両者の実質的参加度などをめぐり考慮すべき事例が多い。「之成伝記」の序文によれば、伊藤幸氏は志学の年より永く水島の内弟子として四六時中懇切な指導を受けたとある。普通そのようなばあい、師弟の間に学問的にも一體観とでも言うべきものを醸成し、両者の学説の差は識別しがたくなりがちなるものである。しかし他方では両者はともに強烈な個性の持主であり、幸氏については一書に師に破門されること三度に及んだともあり、幸氏が師に對し批判的言動に及ぶというようなことが多かったものと思われる。

現に幸氏は師の著述に對し、あるいは對抗しあるいは補説する形で多くの著述を行なっている。その種の著述には、師の著述におけるものとは異なる理念や文体などの認められるものが多い。両者の間に認められるそのような微妙な相互関係の投影として、現存の各種の伝書において、同一伝書でも伝本が異ると著者関係が曖昧になり、それを受けて「国書総目録」のごときにも、ある種の伝書の著者を水島としたり幸氏としたりという類のゆれの見られることが多

い。そのような事情を考慮すると、「女中詞」の編者を伊藤幸氏と決定する前に、幸氏の著述的環境を明確にしておかねばならず、そのためには多くの前提的作業の実施が予定されねばならぬであらう。

水島と幸氏との関係の明確化は、小笠原流の歴史を鮮明にするために喫緊の事項であるが、それを両者の著述関係に絞ることは國語学的にも殊に望ましいことで、それらの事情が明確にされれば利用可能な國語史資源が急劇に開発されることになると期待される。

伊藤幸氏を中心に言えば、幸氏の著述の上限をどこに置くか、その下限をどこに置くか、は困難であるが、重要な問題である。幸氏が門弟に伝えた伝書には、水島もしくはその先人の著作した伝書をそのまま伝えたものに、たとえば水島編「訓問集」・「女礼集」等多数のものがある。また水島の講義の間書に基づいて編述したもので、私が伝記物・師語録物・口伝物などとかりに命名したものがあつた。また水島の著述に對して補説的な意図もしくは若干對抗的意図を籠めて著述したと思われるものに、「女礼集」の「ぬい物の事」に對する「女中仕立物調法記」などの伝書がある。犬追物のように水島の伝書群にはなかつた部門を幸氏が新しく開拓したという類も認められる。そのように幸氏の著述は問書類の百数十点を初めとして莫大な量にのぼると考え、それらについての精細な比較検討を繰

て初めて幸氏の著述環境学的傾向等が明確化されるわけであるが、現段階の私はそれらの構想を設定するのが精一杯で、そのほとんどを後人に委ねたいとの思いである。今次の報告では、幸氏の学的諸問題に關してある種の傾向性の抽出を試みる程度にとどめ、それらの将来に残された作業への試掘抗とするにとどめておきたい。

二 小笠原流四流と現存伝書との關係

有職と故実とは、もと別義に用いられていた。出雲路通二郎氏の「有職故実」(岩波書店・「日本歴史」講座)によれば、有職は初は博識、ついで朝廷の儀式上の先例に精通する人、更に朝廷の儀式に精通することの意となり、「公の礼義上・行事上の法式」と定義されるようなものになる。故実は初めは古例の意、のち有職と同意となり、有職故実と熟されることが普通になるとのことである。有職故実はそのように本来公家の行事に關する研究であったが、武家時代にはいと、室町幕府三代将軍義満の禁中接近とともに武家の行事も次第に儀式化され、それに伴い公家の行事關係と武家のそれとを區別する必要が生じた。藤直幹氏はその主著「中世文化研究」(昭和三年)で、これを公家有職と武家故実とに二分された。藤氏と若干視座を異にする私は、武家の礼法を中心にする観点から、武

家有職・武家故実・武家諸礼に三分類し、これらを含めるものを武家礼式と命名することにした。⁽³⁾今はそれらの詳説は避ける。これを小笠原流との關係から言えば、京都家は弓馬礼を中心とする武家故実を中心とし、總領家の長時は武家諸礼の先駆的著作を行ない、赤沢家は兩家を承け、次第に諸礼物を中心に著述を行なうようになり、庶流派の水島派は諸礼物の拡大充実に最も貢獻があった、と概括できようと思う。

武家諸礼は本来武士を対象とするものであって、武士のたしなみとすべき知的教養については鋭意博搜に務めるが、女性に対して諸礼を説くということはほとんど考慮されていない。したがって産所のことを解説する伝書も、女性の教養として解説するのではなく、上層女性のために産所を設計するときその衝にあたるしかるべき地位にある者に對し、その設計・実現にあたって留意すべき事項を述べるのがその目的である。言葉使いのエティケットを述べた「万言様之事」においても女性については全く触れていない。しかし近世前期になって世相も次第に改まり諸礼物も充実するにつれて次第に女礼物についての記述が増加し、ついに純粹に女性の教養を説くものとして、水島の「女礼集」(女中十冊書)などの伝書が浮上してくる。「女中詞」はそのような史的背景の中で著作されたわけである。⁽⁴⁾

まとまったものとしては中世の資料が尊経閣文庫に現存する程度である。ただし散逸したとは言え、現存の京家の伝書はなお相当数を数えることができる。

赤沢家(平兵衛家)は、中世末長時が信濃を退散した頃、経直が總領家の長時や長堅、京家の指導を受けて、武家礼式家として出発した。それ以前には赤沢宗益の贈書などがあるが、させる活動はなかったものと思われる。赤沢家は兩家の指導を受けるとともに、独自の工夫を加えて自家の一風を編み出していったものと思われる。

延宝六年に小笠原丹斎より將軍家綱に献上した家伝の伝書五〇冊(二軸(四冊欠)が内閣文庫に「小笠原礼書」として現存している。

それには總領家の「三議一統書」とか京家系と思われる「万言様之事」等を納めるほかに、諸礼物では總領家の「七冊」を増補したと思われる「経直十卷書」が含まれている。赤沢家(近世には小笠原に復姓)では、のち延宝献上本の体系を自家選籠中のものとして、これを時流に合わせて改題して「窮法明伝極秘伝抄」や「窮法礼誦抄」などの伝書体系を作成したのと思われる。⁽⁸⁾赤沢家の伝書を最も多く集めたのは蓬左文庫で、これは尾張藩の朝岡國軌が主命によって平兵衛家に入門しその宗家本を書写したものをほとんど納めている。その他では尊経閣文庫の「小笠原伝書」(七九卷・五冊・五八冊)等がある。家蔵に延宝献上本系の伝書の端本が二種、その他

若干ある。伝書目録の類には「宗家本書籍目録」(蓬左文庫)、「御書物目録」(岩手県立図書館新戸部文庫)などがある。本来新戸部文庫の「御書物目録」のごときは伝授された伝書群に添えられるはずである。新戸部文庫では伝書は多く散逸したもののようである。もっとも女鹿家伝書本は若干残っている。なお近世の最末期に帯川郷大夫なる者がある。経歴等については未調査であるが、赤沢家系の伝書と水島系の伝書とを混交して一派を作ったものと考えられる。「小笠原伝雑雑」(岩瀬文庫)五六冊は兩系のほかに古伝書を加えたものである。帯川郷大夫の伝書は狩野文庫その他にも散在するが、資料的価値は低い。

なお若州武田流・伊勢流・多賀家(高忠)なども京都小笠原家の門下であり、これらも広義の小笠原流に含めるべきであるが、今は除くことにした。若州武田流は細川幽斎を経て細川家の家臣に伝わり、細川藩の藩学とでも言うべきものになった。近世後期に関郡内が現われ、おそらく小笠原流などの影響を受けて一つの体系のもとに伝書を整理したものかと思われるが、伝書群の細部にわたる調査は行き届いていない。伊勢流は足利家の殿中の作法をとりしきったものでむしろ足利流と言うべきものなどと貞丈は力説するが、伊勢流の祖伊勢貞親が小笠原備前守政清の弟子であったことは隠れもなく、これは我田引水の論で、刃み足とすべきものである。

こ三家以外の小笠原流の武家礼式の指導者の中、主として総領家の系統を承け、おもに在野のまま指導に当たった者を、庶流派として一括することにした。小笠原姓を名乗る者でも水島卜也に統合される者はこれに含めた。それらの人びとを現存の伝書から探れば、秋山信重・岩村重久・入江春清・上原定宣・小笠原貞重・同貞通・同左馬之助・同知成・同遠江入道正鉄・同出雲守入道休庵・小池貞成・後藤勝之・斎藤久也・佐原長光・宿久信照・諏訪頼久・関勝宗・三好貞成・山家祐閑などの多数の名が挙げられる。水島卜也はそれらの人びとから直接間接に各種の指導を承け、それらを綜合して武家諸礼を中心とする一派を編み出したものと思われる。右の人びとの中には特定の伝書にしか名を載せない者もあるし、上原・斎藤・小池・小笠原知成のように多方面の伝書に名を連ねる者もある。ところが伝書内容と人名との相互関係に留意して整理していくうちに気付いたことは、それらの人びとには広狭の差はあるもののほぼある種の専攻科目があり、水島がこれらの多くの人から伝授を受けたということは、それらの人の専攻科目を多面的に学習し、それらに基づいて広範囲の指導内容を持つ一派を創立したということであろうということである。その範囲の広さでは、こ三家のどの派も及ばないし、むしろこ三家の全伝書内容より水島のそれが広範囲のものであったときえ思われる。なおある種の伝書には、長時―貞

慶―畑貞実―久間田正勝（小笠原流鷹之書・同図巻）などのごとく水島を遡由しないものもあり、小池や三好の伝書にも同様の現象が見られる。水島系の放鷹伝書は他類の伝書に比べて内容が貧弱であるとの感を持つが、それは水島が放鷹関係の伝授を精しく受けていないからかとも思われる。小池や三好の伝書に關しても類似の現象が見られるように思われる。この事柄の精査は今後に残されるが、庶流派の歴史や水島の著述関係を考えるばあい一つの問題提起であると考えている。なお、「武家礼式伝系」（岩手県立図書館）によれば、総領家の長時の門弟に八名を挙げ、それぞれの伝系を添えてある。それは、小笠原長堅・上泉信綱・小笠原休庵（休庵流）・今川氏直（今川流）・畑奥実（畑流）・星野味庵（星野流）・小笠原丹斎（神原流）・小池貞成（小池流）の八名で、小池の門弟は斎藤三郎右衛門久也と逸見小左衛門直治とに分け、斎藤の門弟に「水島伝左衛之也（水島流）」を挙げてある。長堅は丹斎をも指導し（赤沢大系図）、これから赤沢家が始まる。上泉信綱は一刀流および上泉流兵法の流祖で、上泉流兵法はのち池田藩に伝わり、同藩の兵学者鷺見家に伝承された。畑流の伝書には放鷹に關するものなどは承知しているが、他は未見。今川流・星野流などの伝書は未調査。これらによると水島が伝授を承けた人びとはかなり限定されていたことになる。もっともこの伝系では、長時の家臣に小池のみを挙げ、岩村

重久・小笠原知成などしかるべき伝書を残す人を除外してある。目ほしい伝授活動を行なった人のみを挙げたのであろう。しかしそう考えると、その伝書のほとんど現存しない小笠原長堅らの伝授活動が、東北地方を中心にするものであったかと考えられるだけに、未開拓の領域の一段と広がったことを感ぜざるを得ない。

水島派は近世前期以来広く世に迎えられ、水島の門第三千人などと称せられるが、伊勢貞丈の非難にもかかわらず、それは彼が世人に強くおもねったり貴人にとりいる外交手腕にたけていたりしたというためではないであろう。世は泰平となり、武家礼式も従前の武家有職や武家故実などの公的儀式用のものだけでは不十分となり、私的教養を主とする諸礼物が要請されたが、大名や旗本であった三家の人びとはそれらの要請に対し比較的無関心であったのに対し、庶流派の人びとはそれに応えて諸礼物の充実につとめ、その指導に当った。ことに水島派は指導内容の広さと深さとの点ですぐれ、世の好評を得たものと思われる。水島の高弟が伊藤幸氏で、現存の伝書からすれば、幸氏の勢力は他の門人よりも圧倒的に強力であったようである。水島の門人には手もとの伝書からすれば次のよう者がある。相木小右衛門尉常紀（女礼集）・森平格重興（女礼集）・稻葉源太夫則通（女礼集）・大竹關山央通（百箇条師伝集）・岡田三左衛門政勝（婚礼締入記）・武内茂仙秀雅（食初書）・下邑

与五右衛成豊（鞍名所）・爪生武左衛門（配膳門口訣）などがあるが、そのほかでは「小笠原流伝来系図」（狩野文庫）には、根井新兵衛高知の名もある。伊藤家は四代続いたあと、その系列から幕末最大の考証学者松岡辰方・行義父子が現われるし、また帯川郷太夫も伊藤系より分派した。

水島の系統の称呼としては、水島流（水島流押羽織之図・水島流諸礼秘巻、等）・小笠原卜也流（小笠原正流襲方・小笠原正流四季故実）・小笠原式水島派（小笠原式水島口伝）などがあり、同じく伊藤幸氏の系統については伊藤流（伊藤流礼式式百ヶ条口伝）がある。

教育史的観点から言えば、武家礼式の指導上重要なことは、指導者がどのような指導理念を立て、それに基づいてどの種類の伝書を収容し、それらをどのような伝書体系もしくは指導体系に組織化したかということである。総領家の「三議一統」は將軍義満の命によって、今川・伊勢・小笠原の三家合議の上成立したとの序文を持つが、それが後世の仮託の書であることは伊勢貞丈の「三議一統弁」に言うとおりであろう。ただ藤直幹氏もすでに義満時代にそれに相当するものはあり得たろうとされるが、少なくとも中世末の長時の時代には成立していたかと思われる。それでは、家門・法量門・騎射門・歩射門・供奉門・宮仕門・奏者門・馬法門・蹴鞠門・饌部門

・筆法門・実檢門の十二門に分類される。これらの中、法置門・騎射門・歩射門・馬法門がいわゆる弓馬礼で、これに供奉門・実檢門を加えたものがほぼ武家故実、その他が諸礼物に該当するであろう。ところで京家の伝書と考えられるもので伝書を体系的に分類したものは、知らない。次に赤沢家では、延宝六年の献上本で「弓箭並射法之御書物」「諸礼法儀之御書物」「乗馬並手綱之御書物」の三分類を行ない、すでに諸礼物を中心に握え、弓馬の礼を脇役に配している。その後「對法明伝極秘抄」では、一二〇冊に及ぶ伝書を常令二一条と常令外五条計二十六条に分類すると述べている。その後「糾法礼誦抄」では更に細分し、六四令に分類したと思われる。また水島派では、水島が体系的分類を行なったという確証は目下持っていない。しかし水島が多くくの伝書になんらの分類も行なわなかったとは考えにくい。たとえば「調閣集」(島田貞一氏本は五五巻)とか「女礼集」(女中十冊書)とか「草露伝」(二二冊)とかのようにある種の統合された形態で伝承されるものも多い。更に幸氏以後に分類化の進むことを考えると、水島にもある種の分類はあったことと思われる。それがどのような分類名を使用したかは明らかではないが、現存伝書名に残る名称から推定するに「三讓一統」に使用された「——門」という名称が使用されたかとも推定される。それらには「冠膳門・配酌門・婚禮前法門・積方門・馬法門」などの

名称が残っている。これらの名称は「小笠原御家流大目録」(静嘉堂文庫)の「冠番 口伝書」の部にほとんど納められてあり、そことがその可能性を示唆するように思われる。もっとも幸氏は「——礼」の名称を用いたかと思われ、幸氏が師説に従ったと考えれば、水島も同じく「——礼」を用いたと考えられなくもない。幸氏は「小笠原伝統系図」(狩野文庫)によれば、「進納礼已下分而為八部」とあるが、それは「小笠原御家流大目録」(静嘉堂文庫)の分類名から推定すれば、おそらく「進納礼・書札礼・嘉礼・女礼・凶礼・軍礼・弓礼・馬法礼」の八礼であつたらうと思われる。これがのちの「小笠原御家流大目録」では、「口伝書、滋奥書、諸祝儀伝記、書札、故実書、嘉礼、諸祝儀巻物、女中之書、香之書、嘉礼之書、雑書、凶礼、軍礼書、軍礼、弓礼巻、弓礼書、馬法礼・鷹方、漁奥巻、犬迫物書、犬迫物書、犬迫物・笠掛書、軍礼・馬法礼・弓礼伝記、軍弓・切紙・鳴弦・巻冊、折形十包」と二分類される。伝書数は約八〇〇巻、これも水島と幸氏とが伝承著作したもののすべてではなく、伝記物・口伝物・口訣書類の相当数を洩らしている。それにしても、この「大目録」の諸單元をことごとく学習するために相当の年数を要したものである。家藏の「進納礼抜書口訣書聞書」に、「(略)予累年習行之大目録(略)天明七丁未年秋上浣日杵九十郎」とある。この「大目録」が「小笠原御家流大目録」

に相当するものであるなら、確かにこれを習得するためには「累年」を必要としたに相違ないし、これの学習にも学年制に近いものが設けられていたことも推測される。またこの跋文の天明七年より以前に「火目録」が成就していたことにはなる。

庶流派のうちでは、水島派以外の指導者がどのような指導体系を立てていたかは、ほとんど分らない。小笠原流の故実家の系統を伝える系図類に名の載らない者が多く、それらの業績について附記することもまた稀だからである。公共機関に所属される伝書にも水島派以外の伝書をまとめて所属することは、ほとんど稀である。家蔵の三好真成の「威儀要法」や入江春清の「軍礼之書」などを見れば、それぞれ相当数の伝書をとりまとめたものであることが知られ、それらがある種の伝書群に対して統合的名称を与えたものであることが知られることが知られるが、彼らについてはそれ以上には知ることはできない。また水島の伝書のままとまったものとしては、狩野文庫に、「水島流諸礼秘書・諸礼秘巻・諸礼叢」、東京博物館に「小笠原流踏式口伝書」、京都府立図書館に「小笠原流礼法」、豊橋市立図書館に「有驗叢書」その他多数ある。

三 伝書から見た、水島卜也と伊藤幸氏との関係

以上のように、小笠原流に四派の分立を考え、更にそれらの支流

の存在や東北などに分派のあったことを考えに入れ、それらのすべでの小笠原流学系の中で、金近世中に最も充実した指導内容を完成し、最も強力な伝授活動を行なったのは、庶流派、わけても水島派の中樞陣であったと考えられる。したがって小笠原流史の研究の中心は、水島派の解明に焦点を置くべきであり、ことに水島の著作やそれによる伝授活動の明確化が近世における関連研究の基点となるべきものである。その際、水島が多くの先学から何を学び、またみずからは何を開発し、それらを総合してどのような学的体系を構築したのか、ということが中心主題になるべきである。水島にとっての学的先行者には、水島に多方面の伝書を伝え、したがって水島派の形成にとっては大きい影響を与えたとと思われる人、たとえば上原定宣・斎藤久成などの人物がある。しかし一方には特殊な伝書を伝えたにすぎず、さして重要度を持たなかったと思われる人もある。水島が誰から何についての指導を受けたのか、という問題は、解答の困難な部門ではあるが、今後重要な課題として仔細に検討されるべき事柄であろう。

水島の学的体系を問題にするばあい、それは具体的には水島の使用した伝書に基づいて論じねばならぬ。その伝書は、著作関係から分類すれば、各種の群に分けることができる。そのうち、水島にとっての学的先行者の著作と水島との関係を、具体的な伝書の検討を

通して究明する作業をかりに水島についての研究の上限としておこう。水島の学的体系の中にある伝書には、概略すると、まず学的先行者の著作をほとんどそのまま使用するものがあり、また多少の増補を加えて使用するものがあり、またそれらについて解説の意味をも籠めて著作した伝書があり、先行者が部分的に述べた事柄についてそれを主題にして著述した伝書があり、更に先行者のほとんど等閑視もしくは留意しなかった事柄を発掘した伝書もあり等々と具體的に委細に考えると、実に多種多様な性格の伝書があるように思われる。それらについて、先行者の著作と水島のそれとを弁別し、それらの基礎的作業を実施したうえで、水島が先行者の著作の消化と克服とを通じて、その独自の体系を構築した過程を追究するか、水島の著作の方法・形式等における特殊性を摘出するか、伝書群の編成に見られる指導体系の考察を実施するか、等々と各種の事項にわたる水島附礼学の特徴というべきものの抽出を、今後の主題とせねばならぬわけである。

そのような水島の学的体系の上限的研究に対し、その下限とすべきものは、水島の著作とその高弟伊藤幸氏の著作との相互関係であろう。水島の世の門下には多数の俊秀を擁したことが、水島派の故実系譜類や現存伝書の伝系によって知られることは、すでに述べたとおりである。しかし著作面で伊藤幸氏に及ぶ者は、全くいない。

幸氏の伝書体系には、水島が先行者から継承した各種伝書を、ほとんどそのままに、もしくは若干の増補のうえに伝承するもののほか、水島の著作をそのまま継承するものがある。それらのようにさして幸氏による恣意的増補を受けないもののほかに、幸氏の主体的編集意図・著述意図によって著作された伝書が数多くある。まず幸氏が多年にわたって内弟子として水島の教えを受けた間の開書に基づいて著述した伝記物が約百種ある。これは特定の伝書についての開書に基づいて、注釈書のような意図で作成した伝書群である。それらを統括するものとして「之成伝記」の統合名を持ち、各伝記は「軍詞之巻伝記」のごとく書名の下に「伝記」の語を添えている。おそらく開書類では伝記物がまず著作され、ついで師語録物が著作されたい。これは特定の伝書の開書ではなく各種の開書を広く集めたものであるが、類似の書名を持つものとしては数種しか知らない。これについて口伝物が著作されたと思われる。ただ口伝物については著者関係のまぎらわしいものが多く、目下の所精確な数字はつかんでいない。多くは幸氏の晩年にあたる享保時代の著作である。

幸氏には独自の著作が多いと思われる。そのばあい基本的には水島より多年にわたって受けた指導に基づくものが多いであろうが、また自得する所に由来する著作も多いと思われる。それらの中に

は、水島や先行者の着手していない部門について行なった著作もあるし、それらの人たちが部分的に説いたことを拡大したものもあるし、また水島がすで行なった著作に対し補説もしくは対抗的意図を籠めて行なった著作もある。それらのことを含みとして、水島と幸氏との著作上の相互関係を究明することを、水島の学的体系の研究の下限と考える。

たとえば右の伝記物の成立に見られるように、伝授物の成立経緯は微妙なのである。これらは水島の講義を幸氏が多年にわたって聞き取ったものに基づいて編著されたというテーマエになっている。しかしそれを現在の速記録の類と同じと連断してはならない。聞書が基本になっていることは幸氏の言うとおりかも知れないが、たとえば幸氏自筆とされる書院部本の「軍詞乾坤之巻伝記」によれば、のちに行間・上欄等に書きこんだものなどを多数含み、それらを書きおろしてテキストが作成されたものと思われ、その書き込みを文中に挿入したため、文脈の混乱の生じたあとの直ちに認められるところもある。それらのことから、伝記物は聞書には基づきながらも幸氏の恣意的変更を大きく加えて成立したもので、水島の説そのままではないと思われる。このような現象は、幸氏に限って見られる現象ではなく、また武家礼式の伝書に限って見られる現象でもない。広く伝授物一般に通例のこととして現われる現象である。それは古

今伝授に始まる和哥・連哥等の短詩型文学や源氏物語その他の散文学に関する伝授物についても、同様に認められる。近世では、兵法学等の学術関係の伝授物にも、放鷹術・弓馬道の武士的技能類の伝授物にも、應丁道のような儀礼的部門の伝授物にも、茶華香道の趣味的部門の伝授物にも、それは同様に見られる現象である。つまり、伝記物に見られたその現象は、伝授物一般の特性の一端にすぎず、伝授物一般に認められる精神的風土の一端としてそれを把握し、その種の現象の東が、武家礼式はいうまでもなく、各種伝授物に見られることを認識し、そのことを媒介にして武家礼式の伝書を説明することをもって、伝授物一般の取扱上の最も基本的方法と私は考えているわけである。ただそれらについてはすでにたびたび言及してきたので、今はほとんどそれについて触れることを省略し、「女中詞」の伝書環境の解明を主たる問題にしたいと考えている。本稿は「女中詞」の究明に行きつくまでに経過せねばならぬ前提的作業の設計図のごときもので、目的地に到達するにはなお多くの作業を要するものと考えている。

「之成伝記」と称されるものには、私の調査では約百種に及ぶ伝記物が含まれる。宮内庁書院部には自筆本が揃って、最も信憑すべきであるが、書院部蔵本に欠けたもので公共機関等に所蔵されるものも多い。もっとも自筆本は「訓問集」や軍礼物などに集中して

いることから考えるに、特定の内容の自筆本類が特定者に一括譲渡されたため書陵部に現存することになったものと思われる。目下の所、きわめて少数の自筆本の資料しか入手していないが、この自筆本は伝記物の成立経緯を知る上にきわめて重要な示唆を与えるものと考えられる。

一般に「之成伝記」に含まれる約百種の伝記物がどのような経緯の中でいつ成立したか、ということとを推定することは困難な作業である。その成立経緯についての一つの示唆は「之成伝記」の跋文にある。今それを家蔵本によって示すと次のごとくである。

右此伝記者志学之比有当流干執心 而自石州至武陽而頼水島之成先生為隨身之門弟 則二六時中苦志於此道之修行矣 於是先生之教乎諄々曲折細微所以為口授之趣聞書之 予往昔生認那而其行作似野人 悠々度日月其知短其才規々也 漸聞十知一矣 故先生成策之成屈手足而教導之矣 雖然礼文深奥而校十人而後立矣 至如此迄乎 誠哉莫大之師恩也 是故先生之口授而欲殘為予子孫 而予輯録聞書而号之成伝記也 (略) 時元禄十二己卯年孟夏初五日書騰成矣 故跋 伊藤甚右衛門幸氏

家蔵の「之成伝記」の日付は元禄十二年四月五日であるが、八ノ戸市立図書館の「軍詞乾坤之巻伝記」に添えられた「之成伝記」の跋文の日付は元禄十五年六月三日になる。これは書陵部の自筆本の

「軍詞乾坤之巻伝記」の巻末の日付「元禄十五年六月三日」と合致する。なお「之成伝記」の跋文は本来數十部の伝記物を一括して伝授する時、それらの伝書群の末に添えるべきものであって、八ノ戸本の「軍詞乾坤之巻伝記」のような一伝書に添えるべきものではなく、これのあるのが異例であり、ないのが正常なのである。ところがなんらかの理由で、このように一伝書のみを切り離して伝授するか書写せしめるかのことがあったとき、裝飾的意圖などから跋文を添えることをしたものと思われる。ただしそれが幸氏の頃に始められたものとは考えにくく、おそらく遙かに後代に始まったことと思われる。八ノ戸市立図書館には伝記物を多く所蔵するが、それらでは一つ一つが跋文を添え、異なる日付を付記している。これは伝書物一般の上では異様な現象である。即ち

草鹿之巻伝記 (元禄十二己卯歳後之季秋九日) 八張弓伝記
(元禄十三丙辰歳仲春十一日) 九張弓伝記 (同仲春八日)
十張弓伝記 (同仲春終二日) 一張弓伝記 (同弥生初五日)
弓縁起伝記 (同初夏中二日) 朝之伝記 (同初夏終二日)
十張弓伝記 (同十四辛酉歳五月終二日) 狸毛色之伝記
(同十六癸未年癸秋初十日) 等

これらの伝書の伝授者・被伝授者は同一人であり、しかもそれぞれ「之成伝記」と同一跋文を持ち、それらの日付だけが違つという方

式になっている。伝授は幕末の安政五年、伝授者は伊藤家で幸氏―幸充―幸督―幸辰の四代を經、松岡清助の弟子中村西楽である。これらは中村西楽が伝授事項を重々しくするために作為的に行なったものと思われる。またそれらの日付は、中村西楽が伊藤家の幸氏の系統を受けていることからして、書陵部の自筆本と同様に卷末に日付のある伊藤家の伝本から示唆を得て、その日付を跋文の日付に流用したものと思われる。

以上のように考えれば、八ノ戸図書館本の日付は、「軍詞乾坤之卷伝記」におけるその跋文の日付と自筆本の日付との一致が示唆するように、本来それぞれの伝記の編集の日付を示すものであろう。狩野文庫本の「軍詞乾坤之卷伝記」には跋文も付いていないし、日付も付いていない。これがこの伝記物のばあいの本来の姿である。跋文は家蔵本のごとく若干数まとまって伝授されたものに対して添えられるものなのである。ところで家蔵の「之成伝記」の完成伝授の日付は元禄十二年四月五日であるのに対し、それ以後の編集完了日を示すと思われる日付を持つ伝記物があるが、これらの関係をどのように理解すべきであろうか。「圖書總目録」には「之也伝記」の項目名はないが、実際は書陵部・狩野文庫その他に「之也伝記」の名のもとに数種の伝書を一括するものがある。目下私はそれらのすべてを十分確認していないし、また確認したものの中には跋文や日

付を持たぬのがほとんどなので、それから十分正確な結論を引き出せる段階にはない。ただある種の見通しを作業仮設として設定するなら、こういうことにならう。

家蔵の「之成伝記」に含まれる伝記物は、「雑学集・年中例記・五節供餉・年中例式」という武家故実物と、「婚礼床餉」などの婚礼物と献立物に限られている。これは「小笠原御家流大目録」の配列順次では初めの部類に属する伝書群である。書陵部の自筆本類は「御閑集」や軍礼に関するものであり（この中に元禄十五年六月三日付の「軍詞乾坤之卷伝記」が含まれる）、これもほぼある種の伝書群を作っていると考えられる。八ノ戸図書館の伝記物は主として弓馬礼に関する伝書群であり、元禄十三年頃の日付を持つものがほとんどであるが、それらの日付を伊藤家所蔵本に付せられた編集完了日の日付の書写と考えておくと、それらは家蔵の伝書群に次ぐ時期に編集されたことになる。更に書陵部の自筆本群はほぼそれに次ぐ時期の編集ということになる。この外各種の「源奥之卷伝記」という類は元禄十六年頃の日付を持っているらしい。これが一番最後に編集されたものである。そのように、伝書の内容と若干の伝書に残された日付とから推定すると、伝記物はほぼ伝書の部門別に順次に編集を行ない、それらがある程度の伝書数に達すると、逐次門第に伝授していき、おそらく数回にわたる伝授によって一応完結

したものである。そのうち、断片的な開書に基づいて師語録物
数種を編集し、更に幸氏の晩年に及んで、主として伝記物に洩らし
たものを中心に口伝物（口訣を含む）を編集し、これは十分完成し
ないで終ったのではなからうか、と目下の段階では予想している。

個々の伝記物がどのような経緯の中で編集されたのか、というこ
とはほとんど推測の域を出ない。跋文に述べるように幸氏は志学の
年齢より水島の内弟子として四六時中その薫陶を受け、その間次第
に開書類を増加していったものと思われる。ただその開書は現在の
速記録とは違い、師の講談を墨書していくため、記録内容も簡潔な
表現にとどまったものと思われる。そのことは「軍詞之巻開書」（金
沢市立図書館）とか「武門要鑑抄開書」（米沢市立図書館）とかに
よって十分にその実態を把握することができる。幸氏の開書はテキ
スト中の辞句等の講義の要点の略記にすぎなかったであろう。橋本
進吉先生はあらかじめ文章化された講義案をゆっくり読みあげられ
学生のノート完了の後、その内容について解説された。水島が幸氏
に対してそのような方式で講義してあったのなら、幸氏があらため
てそれを再生すれば、それは真に水島の著と言いつける伝記物にな
る。しかし当時の講義にそのような配慮がなされたとは思われな
い。幸氏の開書は辞句等の簡潔な記録にすぎなかったであろうか
ら、伝記物を現在のごとく文章形式の表現にしあげたのは全く幸氏

の作業によってである。それでは幸氏が、断片的な記述を文章化す
るにとどめてそれ以上に自己の見解等をその間に挿入することは全
くなかったか、と言ふに、まず伝授物一般の慣習として編者の見解
等が恣意的に挿入され、それが師説の名のもとに伝えられることが
通例行なわれていた。幸氏も当然のこととして自説を挿入しえたは
ずである。

そのことを客観的に証明しようとするばあい、書陵部の自筆本は
きわめて重要な意味を帯びてくる。これにはまず開書に基づいた文
章化の素案と思われる部分がある。更に行間や上欄等に別の時に筆
を改めて数次にわたって細字に書き込みをしたものがある。それら
は増補・改稿と言ふべきものであり、それらを含めて書きおろされ
たものが、世に行なわれる伝記物に相当する。そのように自筆本は
素案とそれに対する修正とのあとを残すという性質をまず持っている。
またそのばあい、素案に相当する部分はほぼ水島の講義の開書
に基づくものであらうと推定されるが、行間・欄外等の書き込みは
幸氏の見解に基づいて増補・訂正を行なった部分であらうと考えて
よからうと思われる。その書き込み部分を中心に吟味すれば、幸氏
の学的特徴と言ふべきものが折出できるであらうと考えている。こ
の点については私はまだ若干種の伝書についての調査を始めたばか
りで、多少の見通しを持っているにすぎない。

なお自筆本と一般伝書との関係について言えば、自筆本において行間や上欄に書き加えてあるものを、そのまま本文中に挿入して書き下したものが一般の伝書の内容である。幸氏が門弟に伝授を行なう時、その自筆本を書写させたのであろうか。もしそのような方法を取っていたのなら、時には自筆本にある原型をとどめる伝書が現われてもよいはずである。もちろん今の私はあらゆる伝記物を完全に調査しているわけではないので確言はできないが、その可能性は少ないように思われる。自筆本に近いものの現われないということは、幸氏が門弟の書写に備えたテキストを別に作成しておいたからであらう、と考えるてもよいのではなからうか。そう考えたばあいでも、そのテキストの作成者は幸氏自身ではないように思われる。というのは、素案に対して書き込みを加え、それによって表現や解説を正確にしたことはよいが、その書き込みの文言をそのまま辿るため、文脈がそれるものができている。もし幸氏がテキストを自分で書きおろしたのであったら、文脈の乱れに気付きその修正を行なうことができたはずであると考えられる。それで、門弟の誰かに命じ、門弟も機械的に文章化していったために、文脈上の乱れがそのまま残ったのではなからうか、と考えられるのである。

次に、伝記物の著者を誰と認定すべきか、という問題がある。この件について諸学者の論は必ずしも一致していない。多くのばあ

い、「之成伝記」の跋文の解釈いかに由来するものと思われ、その解釈の反映として、「国書総目録」において各伝書の著者を水島とするもの・幸氏とするもの・水島らとするもの・幸氏らとするものなどあって、一定しない。もちろん「之成伝記」の跋文の内容や各伝書の成立経緯が右に述べたとおりであったとしても、それをもってただちに幸氏を著者に決定してよいとも言えない。幸氏を著者に認定するのは、今日の意味における認定方式と言うべきであらう。それに対し、近世的解釈法に従えば水島を著者としても誤りとは言えないはずである。著者の認定基準には、少くとも二種類がありえたわけである。

中村幸彦氏は「編輯者西鶴の一面」(野間光辰氏編「西鶴論叢」所収)で、「二代男」は跋文を書いた西吟の編輯であり、「隠隠者」や「天下馬」は助作者などの草稿をも含めて西鶴が編輯した作品であるとの論を提唱され、しかもそれらが当時は一般的に西鶴作として遇されたと述べられた。西鶴の遺稿集には、厳密には西鶴作とは言えない作品がまじっているというのは世の多くの学者の認めるところである。にもかかわらず、当時の一般的理解からすれば、それらを広く含めて遺稿集を残らず西鶴作と認定することが自然な解釈であった。八文字屋本もこの例にはいる。そのようなことはなにも文学的作品には限らない。科学の世界でも同様の現象が見られる。

中世末と近世初頭との交における第一の医学者に曲直瀬道三がある。織田信長・毛利元就ら戦国武将や天皇・将軍家にも重んぜられた。養子玄朔は秀次の側近で、のち徳川家の侍医になった。道三の著とされるものは多いが、「能毒・能毒図抄・薬性能毒」等は道三に近いことから、実質的にはそれらが玄朔の編纂にかかるものであらうと述べたことがある⁽¹¹⁾。これらは伝記物と類似の経緯で玄朔によって編述されたこと、しかも玄朔はそれを道三の著とし、当時の常識からもそのように考えられたことについて述べたのである。また歌舞伎の立役者並木正三についても同様の現象が見られる⁽¹²⁾。即ち並木正三が急死の直前に、「大阪神事揃」の筋書について立役者の了解を得に行き、その段取を付けたのち急死し、実質的には作劇を行なっていないが、それが並木正三の傑作の一つに数えられていることを述べたことがある。その輩下の作者たちによる助作もことごとく立作者の作品とする慣例があったわけである。

そのような当時の著述環境の中で伝記物の著者論議を行なうなら、著者を水島に比定してもそれを誤りとすることは、できない。実際には幸氏による増補を受けているし、幸氏の編集意図と文章化とを受けているので幸氏の著とすべきだとするのは、今日的な嚴格主義による判定とすべきであらう。伝記物の著者関係の決定基準に

は以上の二方針が考えられる。私は今は今日的観点からこれを幸氏の著として扱っていくが、当時の基準を無視しようとしているわけではない。

伝記物にはどのような伝書があるか、は目下調査中で完成してはいないが、中間報告としてその伝書名を次に挙げておく。配列は大體「小笠原御家流大目録」に従う。また「伝記」の語は省略することにしたい。それで、「狭拔要集」とあるのは「狭拔要集伝記」の略名である。

狭拔要集 雑学集 年中例記・年中例式・年始例記 五

節供・五節供飾 懐妊着帯巻・産着巻・産所胞衣納巻・胞衣

道具之巻・産所薬目・着衣巻 宮参・幽固 移徒 婚礼

大道具・婚礼床飾・嫁入座敷飾 鴛鴦被 胸衣守・愛敬守

献立口伝・献立図 肴組 銚子之巻・銚子提子

御厨子・厨子小道具・厨子七筋・木具寸法

應具 蹴鞠 首実檢

社礼地祭・的場社礼地祭・一張弓・八張弓・九張弓・十張弓・

三度弓・五度弓・弓之書・弓術・弓縁起・弓総名・的場弓・射

場的・小的・持長小的・三的・鬮的・破魔的・奉射的・御所的

・神前的・百手・丸物之巻 矢本矢披 射初 草鹿 釧 朝

行騰 鞆 郡規矩 震結之巻 反閉 胴締之巻 一貝鞆

馬具名所・七本鞞・鞞溫奧

鎧着・鎧毛色之卷・鎧瀧奧・鎧直垂・敷皮・毛沓

兵雲之卷・鳥氣・城取・曜宿日取・虎卷日取・出軍之卷・軍詞

乾坤之卷・團瀧奧・麾・再拜・六具・軍具・太鼓・内幕・外幕

・幕・幕瀧奧極秘・旗・旗瀧奧・旗吉相凶相・旗竿・旗竿瀧奧

・楯之書・母衣・保呂瀧奧・沓

これらの伝記物を礼式部門との関係から検討すれば、それが特定の部門に限られていることにただちに気附く。「訓閑集」関係と弓馬礼等を中心にし、諸礼物では若干の武家故実のほかは婚礼・配膳・配酌という類の部門にはほとんど限られている。総領家の「七冊書」中の「元服之次第・通之次第・請取渡之次第・書礼法」の類とか赤沢家の「経直十卷書」の「使者奏者之次第・束帯之事・諸祝儀之次第・万披露納之次第」等に相当する事項の伝書はほとんどない。また水島の「女中十冊書・婚礼三冊書」の類の当用書と言ってよきような類にも伝記物は著述されていない。それらのことは注意を要する。もちろん伝書のないということは即聞書のないということにはならない。これらについて伝記物のないことから、後年あらためて口伝物の作成にとりかかったかと思われる。またこの伝記類の作成には被伝授者からの要請などの契機があったことも考えられる。なお、この件は宿題にしておきたい。

伝記物の編集の終了した後、同じく師水島からの聞書を集録したものとして、幸氏は師語録物を編集した。編集の基点事項については、「推諫師語録」(家蔵)の奥書に、「右之也先生朝祥予相伝之趣也」(卷一)、「右之也先生語雜之趣記置事」(卷二)、「右之也先生数年口伝之趣聞書記置事」(卷三)と書いてある。伝記物が特定の伝書についての講述の聞書に基づくという形式を採っているのに対し、これはやや広範囲にわたる各種の事項についてその聞書を集めたものである。この中、「軍術師語集」(宝永五年)「軍術師語集」(享保三年)は主として軍礼に関する聞書を集めたもの、「推諫師語録」(享保三年)は一般の武家礼式に関する各種聞書を集めたもの、「凶礼師語録」(不明)は凶礼一般の聞書を集めたもの、「之成語録」は軍礼に関する聞書集、その他「師語録」(不明)もある。これらはいわばこぼれ話の採録という類の伝書で、主として幸氏の六十歳前半に当たる享保初年の著作であろうと思われる。

師伝物のあと、ふたたび個々の伝書についての聞書の編集を始め、それらを「——口伝」と命名したのであろうかと思われる。ただ伝記物については「之成伝記」の書名を持つものがあり、その数文もあり、また各伝書に付けられた統一伝書名としての「——伝記」の名称が特異なので、その実在は容易に明らかにされるが、口伝

物ではその統一的跋文は発見していないし、かつ書名としての「口伝」は平凡な名称なので、この種の名称を持つものうちどれが幸氏による聞書か確認しえていない。同種の名称に、「口伝書・口訣・口訣書」の類があるが、それらの関係についても弁別しうる状態には至っていない。

家藏書を中心に言えば、口伝物では「羨抜要集口伝・配膳門口伝・配酌門口伝」「衣類積方口伝」「仮粧扇作口伝」「羨配膳門口伝」において、それぞれの括弧内の口伝物を含む四種の伝書群は、ほかにも伝書を納めていてそれぞれ一群の伝書を形成している。第一群は右の三種、伝系は水島―幸氏、第二群は二種、伝系は長時―上原―小池―水島―伊藤―帯川郷大夫、帯川は幕末期の者で、その伝系は信じがたい。第三群は三種で、伝系は上原―水島―幸氏―玉置加藤治―おかえ。それぞれしかとした跋文などもなく、水島の著とも幸氏の著とも弁別しがたい。ことに、まだ確定的根拠を持たないが、「羨抜要集」を水島の相述かと考え、「配膳門・配酌門」の分類も水島のものかと考えてもいるので、それらの口伝物を水島の著とするには若干のためらいがある。

口伝物は二部家藏する。その一は水島―瓜生武左衛門の伝系、伝書は「進納礼当用立廻・配膳門・配酌門・羨抜要集・婚礼簡法・古実抜要集・書札礼記・積方門」のそれぞれの口訣を納めたもの。ど

れも水島の伝書と思われるので、瓜生が聞書によって編纂されたものをそれぞれ口訣と名付けたと思われる。その二は、移徒・磨具等三九項目についての聞書を集め「婚礼口訣」の綜合書名を附したものの。跋文・伝系は次のとおり。

右昏礼口授者師伝之趣且当流古昔伝記等交合而令清書畢 後来
勿出于他矣 穴賢 明和二酉曆仲夏下流 篠岡盛興謹書 福

武光重

文中には「幸氏先生」の語が頻出する。私は同一筆者による伝書群を別に所蔵している。その「三卷伝授」の奥書に「享保十四己酉仲春上流 篠田平右衛門成房 同久兵衛成興」とし、「古実籙奥之跋」に、成房は伊藤氏門下、成房の許で成興は業を受けたと述べる。またこれらの伝書は福武が校正したともする。「口訣」を「師伝之趣」というばあい、幸氏の説か成房の説か判明しないが、本文の辞句よりすれば、主として幸氏の説に従ったかと解される。しかしこの口訣は幸氏の相述であるということではなさそうである。したがって、これら二種の口訣はともに幸氏の相述には結び付かぬようである。

「国書総目録」で幸氏著とする口伝物には「笠懸秘書口伝」「百箇条口伝」「配膳門口伝」「貝合対末之口伝」「軍礼伝口訣」等があり、いずれとも全く不明のものに「古実口伝」(国会図書館)「有

職叢書」(豊橋図書館)所収の伝書などがある。以上のごとくであって、口伝物として一括した伝書類については、家藏類を中心とする若干の伝書以外の調査は、時間的経済的事情のため、目下の所はほとんど未調査の段階である。

以上に伝記物・師語録物・口伝物についてある種の作業前予測のごときものを行なった。概して言えば、ある種の伝書が十分定着せず、伝書名や伝書内容が流動している段階には、それらについての伝記物や口伝物の類は成立しないであろう。ある種の新知見のあったばあい、先師から伝授を受け、そのちみずからが伝授者になった者が、たとえば水島のような創造的人物のばあい、改めてそれらを包含する伝書を拡大再編成するのが、伝授物の常だからである。

それに対し、水島の綜合した体系に立って、それらを伝承していくことに意義を持つという段階になると、テキストは固定され、それに対する伝記物・口伝物の類がますます多く生産されることになるものである。そのような事情に應じて後世になるにつれ、口伝物が口伝聞書とか口伝摘要の類に發展していくわけである。

幸氏が師説の聞書を標榜して著述したものは、以上の三種であろう。その三種は、編集時期の相前後するとともに、その伝書の所属部門その他にも相関連して差違を生じたように予想される。幸氏が水島の内弟子として長期にわたって聴講した際、それらについて聞

書を作成したことは自然であるし、また聞書に基づいて編著を作成したこともまた自然とすべきであろう。ただそれらの編著が幸氏の強い個性で統一され、幸氏の学的性格を大きく加味することによって学的に再編成されたものとの感觸を得ている。その感觸は、今後細部にわたる吟味検討によって当否があらためて粗上にはせられるべきであろうが、今はこれらについては、近世的な常識に従えば水島の著とすることもできるが、今日的な解釈では幸氏の編著と認定すべきであると考えているわけである。

四 水島卜也の「女中十冊書」について

小笠原家のご三家は譜代大名もしくは旗本として幕府に奉仕するかたわら、武家礼式を伝承する家柄の人として遇されたが、一方朝廷の使節、勅使の接待、日光への代拝などの儀礼には高家の者が当たる、という制度を幕府は取った。ここにご三家に対する幕府の処遇、世人の一般的評価が見られるが、また一面そのことを通して小笠原家の伝承する武家礼式の性格も理解できるわけである。高家は朝廷・公家に対する儀式等、即ち武家有職の実際をとり扱う家柄、小笠原家は武家故実の家柄とひとまず区別していたのであろう。その武家故実への要請の衰えていく中で、京家は伝統墨守、総領家は

「七冊書」によって武家諸礼拡充の先駆的著述とし、赤沢家でもそれを発展させて「経直十卷書」に拡大するなどのことはあったが、総領家は活動を停止し、赤沢家でもさほど革進的充実を見るには至らなかった。赤沢家は明治以後には小笠原流家元を唱え、小笠原流と言え女性のための礼法を説く流派であるように今は考えられているが、近世後期においても赤沢家の伝書で特に女性を対象として著作されたものはきわめて少ない。あっても「十卷書」などの改編にすぎない。武家礼式を伝承しそれ故に旗本として禄仕するに至った当家としては、それが本来のあるべき姿勢でもあったわけである。

しかし庶流派は少し違っていた。総領家の旧臣で、その伝授を受けた小池貞成の伝書で元和九年の奥書を有する伝書に基づく「諸礼秘事」(復讐なる版本では、その第一冊に、「公武之沙汰、官位の事、八省の事、受領之事、文段の事、僧家並女中方の事」の諸項目を持ち、簡素な形態ながら後の故実物や女中物等への萌芽的形態を取っている。家蔵の「当家祝言之巻女礼」の一軸は近世初期のものと思われるが、まだ公的な武家故実の段階の伝書であって、個人の教養を主にする武家諸礼にはなりえていない。武家諸礼としての女中物として初めて一応の完成形態を見せるのが、水島によって編纂された「女礼集」(女中十箇書)であり、更に、それを補説もしくは増強

する意図で幸氏によって編纂された「女中仕立物調法記」「女中詞」などである。

幸氏編述の伝記物・師語録物・口伝物などについては右に述べたとおりで、それらでは幸氏は多年にわたって聴講した師説を後進のために編述するという意図であり、実態はともあれ意図的には師説の復元・顕現化を志したものであった。ただし幸氏の水島に対する姿勢が終始師説への賛仰の精神で貫かれていたか、については、大きな疑念が挿まれる。幸氏は師説の祖述に終始した人物ではないと言ってよからう。伝書の部門でも、水島の十分着手するに至らなかった部門を積極的に開拓したものがある。「古実集・古実抜系」等の多くの故実関係伝書を編述して、ある種の故実学を開拓するとか、大迫物関係伝書群を編述するとか、約百種の伝記物を編述するとか、がそれである。また女中物では水島の「女礼集」に対して若干の伝書を作成したが、それらの中には「女礼集」に含まれる「縫物の事」に対し、対抗的にか同一事項について「女中仕立物調法記」を編著する、といったことが見られる。また水島の「婚礼問書」(婦礼三冊書)に対して幸氏は多くの婚礼関係の伝書を作成している。それらのことからうかがわれるように、幸氏の水島に対する姿勢は必ずしも単純ではないように思われる。

水島の伝書の体系的分類や幸氏の伝書の体系的分類も十分には行

なっていないため、両者の著述についての比較検討はわずかに着手し始めたにすぎないが、中間的展望の段階の中で言えることは、ある種の部門では（たとえば「草露伝」「訓閑集」とか軍礼とか）水島の伝書が数量的にも内容的にも圧倒的に優勢であるが、他の部門では（たとえば犬追物類・故実類など）幸氏の伝書の方が優勢である、というような現象の見られるということである。もちろん水島は開拓者としての苦難の道を歩いたのであるし、幸氏はすでに設定された水島路線に乗ってその充実をはかるとか水島の示唆によって新しい部門の開拓をはかるなど後進者の有利さを發揮したであろう。そのようなことが両者の業績上の差となったことも考えられるが、それらを含みとしながら両者の業績についての精細な比較検討に立つた吟味が今後の研究の重要な主題とされねばならぬ。

幸氏の「女中詞」は「小笠原御家流大目録」では「女中之書」の部門に属する伝書の一つである。水島の「女礼集」（女中十冊書）も、「大目録」では同様に「女中之書」の部門に含まれる伝書である。即ちこの「大目録」では「女礼集」と「女中詞」とは同じ部門に属する伝書と考えられていたわけである。水島の「女礼」は本来「大目録」の「女中之書」の先駆的部門であったと考えられる。逆に言えば水島の「女礼」が「大目録」では「女中之書」に発展したと考えることができる。「女礼」も「女中之書」も主として女性の個人

的教養に関する事項を扱う部門であり、婚礼・座所等の一家の儀礼に関する事項は、嘉礼に納めてこれから除くのが水島以来の方式かと思われる。

「女礼集」は一名「女中十冊書」と称ぶが「国書総目録」には次のように載る。

女礼集 十卷十冊 伊藤幸氏・水島之成等 国会（文政四写）
（一〇冊）・静嘉（文政六写）（八冊）・官書（文之次第・雜物次第・装束次第、弘化三写一冊）（「万葉之次第」、女官仕の事・万通ひの事、酌の次第・五節句の次第・万祝の次第・女中儀、三冊）・国学院（四卷四冊）（三卷一冊）・東北大野・岩瀬（三冊）・金沢市加藤瑞・福井久藏（「女礼之書」、飯島本、二冊）

女諸礼 東大（水島ト也伝、三卷三冊）・大橋（一冊）
女儀方 一〇卷一〇冊 水島ト也 東大

右で著者を「伊藤幸氏・水島之成等」とするのは、解説者が幸氏と水島との師弟関係に不明でその関係を逆に理解していたためと思われる。この「国書総目録」にはこの両者の関する誤記が甚だ多いが、ある意味ではそれが水島派に関する認識についての一般的水準を示すものと言つてよからう。

このばあいの著者の推定は、跋文とそれに添えた著者名およびそ

れに引き続き伝系とよるのが普通である。その跋文に著者として幸氏の名を附記するものはないはずである。また伝系に、幸氏—水島の順序で記載することは絶対にありえないはずである。近世に諸礼物を学ぶほどの者ではそのような非常識な記述を行なう者は全くありえないであろう。ただ右のうち国会・静嘉・宮書の書写年代が幕末期であることから、それらの伝書の筆写の中に、歴史的関係に無知な者がさかしらからそのような誤記をたまたま生ぜしめたと考えられることもできる。それにしても他本はほとんど正常に記載されているはずなので、誤記を訂正する契機はいくらもありえたはずである。私は目下の所右の「女礼集」の跋文等は確認していないが、家蔵の三種およびその他若干の伝書からして、これは一応水島の著述と判定して差支えないと考えている。家蔵本ではこの跋文に二種類ある。即ち、

(甲) 此書は家伝の布流事を拾ひ中称舞の古路保日より子孫のために閑記安図面波古におさむといへともいつとなく武之のつゝくるを奈希き今阿羅太に志留之記 外見及ふ事なかれ穴賢く
水島ト也之成

(乙) 右女礼集者古事新事交初学為門弟綴之而深令秘畢 後学可致改 予非著也 穴賢 水島ト也之也

家蔵三本のうち、跋文甲は(1)「水島—森平格」の伝系と、(1)「水

島—稲葉源太夫則通—岩瀬新右衛門」の伝系とを有するものにある。(1)は六巻を合冊した伝書であるが、そのうちの二巻分には水島の前に「長時—貞慶」を添えてある。もちろん貞慶から直ちに水島に続くことはありえないので、これは水島派の伝書に多い裝飾的伝系として後世の伝授者が恣意的に水島の前に付加したものである。次に跋文乙は「水島—相木小右衛門尉常紀—根岸藤左衛門資康—石井勝右衛門尉」の伝系を持つものにある。岩手県立図書館の「古実方」(「女礼集」の仮題)には跋文はなく、八ノ戸市立図書館の「女中心得次第」(右同様)にもなかったように思われる。その他「困書総目録」の「女礼集」におさめるものなどは未調査であるが、いずれにしても同一伝書が二種の跋文を持つことは面白い発見であった。これは水島の教えた弟子の系列によって異なるのか、などの点は未解決のままであるが、いずれにせよこの現象は伝書についての大切な問題を提示することになるはずである。

「女礼集」は別名を「女中十冊書」と言う。東京博物館本は「女中十冊書」の書名を掲げているが、いつからこの別名もしくは書名が用いられたか明らかにしない。跋文等には見えない名である。おそらく総領家の「七冊書」、赤沢家の「経直十巻書」、水島派の「婚礼三冊書」「八冊目録」「献方七冊」などのように、のちに付けられた仇名なのである。現存の多くのものはほとんど仮題を用いてい

る。たとえば家蔵三本は「女しつけ」・「古実」・無題、その他「女中心得次第」(八ノ戸市立図書館)「万葉之次第」(書陵部)といった類である。別名の「女中十冊書」は概数を表わすのかそれとも実数を表わすのか明らかではない。概数を表わすのであれば、実数はこれより多いこともあるし少ないこともありうる。実際にはある書で一項目に納めるものを他書で複数に分割するというような現象も見られる。昔の人は奇数を好み偶数を避けたであろうから本書もも奇数項から成っていたかも知れないとも考えられる。その場合も呼称を便宜に従って「十冊」としたと考えられる。各種の伝本の項目を勘案すると、十二冊になりそうな気もしている。また家蔵の無題本のごとく、他本にない「よめ取よめ入の次第」を持つ本もある。これの添加の次第については目下調査していない。「女礼集」という書名も、家蔵本の跋文には見られるが、当初からこの書名が付せられてあったか、疑わしい。あるいはある時期の伝授にはこの書名を用いた、ということがあったかもしれない。宿題である。

次に若干の書について項目名を掲げるが、その名称には細部に異なるの見られるものがある。

- (1)女中心得次第 十冊 八ノ戸 みやつかひの次第・五節句の次第
 第・かよひの次第・しやくの次第・さん所の次第・書文の次第
 ・よろついわゐの次第・しやうそくの次第・まゆ作り並髪結の

次第・つみ物の次第

- (2)故実 合一冊 島田 女中しつけ方品々・五節句の次第・万かよひの事・酌の次第・産所の次第・女中文法品々・万いわひの次第・ぬい物の事・女中装束之次第・女中娘

- (3)女しつけ 五冊 島田 みやつかへのしたひ・五節句のしたひ・さんしよのしたひ・文のしたひ・よろついわゐの次第・ぬい物のしたひ・しやうそくのしたひ・まゆつくりまゆつくりしたい・つみ物のしたひ

- (4)万葉之次第 三冊 書陵部 女宮仕の事・五節句の次第・万通ひの事・酌之次第・万祝の次第・女中娘

- (5) (故実集書) 豊橋 五節句の次第 通の次第 酌之次第 縫ぬいもぬいの次第 屑作之次第 髪置之次第

- (6)女中十冊書 三巻 東京博物館 女中文法書、外二種

- (7)女中娘 一冊 東北大野野・静嘉堂

- (8)小笠原流秘書 女中しつけ 一冊 島田

- (9)女中娘方假粧之次第 東京博物館

- (10)女中娘方品々 静嘉堂

- (11)女中装束之次第 明大

- (12)女中書法之次第 東京博物館

- (13)女中文法品々 東北大野野

右のうち(1)(2)(3)(6)(8)は「国書総目録」に載らぬ書、(7)以後は「女礼集」中の一部の伝書のみが単発的に伝えられたものである。「国書総目録」によれば、これらでも著者を水島之也とするもの、水島之也等とするもの、伊藤幸氏とするものなどさまざまである。なお右の項目名のうち、「官仕の次第」「女中娘方品々」は同一事項、「書文の次第」「女中文法品々」「女中文法書」「文の次第」「女中書法之次第」等は同一事項、「肩作り並裳結の次第」「女中娘」は同一事項で、それぞれ項目名に大差はあるが内容は同一事項を扱っている。ただし内容量に甚しい増減が見られる。伝書物では伝書名・項目名に若干の差違の生じるのは常のことであるが、内容量にこれほど大差の生じるのは珍しい。

本書の成立には、二つの側面からする要因があったことが考えられる。一つは、その跋文の一種にあるように、家伝の古伝書の記述を集録して中年の頃から子孫のために書き集めた、というものである。既述のように中世・近世初頭では女性用諸礼の記述は少なく、專書と言うべきものをほとんど持たなかったと考えられるが、諸礼物の中にもまま女性の礼法に言及するものもあり、また男性用として書かれたものでも一般的教養を解説したものとか、女性中心の場に応用できるものとかがあり、それらをもとに「女礼集」が次第に編纂されたものと思われる。他の一つの要因として、近世前期に主

として武士階層の女性を対象とする教養書が広く要請せられていたことが挙げられる。当面の問題に関連するものでは「婦女養草」(元禄二年)「女重宝記」(元禄五年)などがあるが、最も初期のものでは「女諸礼集」(万治三年刊)がある。知識層の女性たちが諸礼物を強く要請しており、その反映としてこれらの書が刊行されたのであるが、それらの一般的刊行物よりも然かるべき諸礼家の指導を要請する声も当然強かったはずであり、それらがもとで「女礼集」の編纂がなされたものと思われる。

女性用諸礼を組織しようとして企てたばあい、まず参照されるのは既成の男性用諸礼物の体系に違いなく、そのようなものとして総領家の「七冊書」のあったことがこのばあい重要な成立契機となったことであろう。「七冊書」は中世末に総領家の長時らによって編著されたものであろうが、近世期にはすでに世風の交革に伴う礼法一般の推移も見られ、そのままでは実用的でない点も多く、単にかつての遺風を伝えるにすぎなくなっていたものも多かったであろう。したがってそれらを参看して女性用諸礼物を組織化するとすると、その対象とされる女性の身分等を考慮に入れれば、かなりの改変を必要としたことは言うまでもないであろう。そのような現実的配慮に立って「女礼集」が編纂されたものと思われる。今「七冊書」と「女礼集」との項目を任意に対照させると、次の表が成立する。上

欄が「七冊書」の項目名である。

万葉方之次第

宮仕之次第・女中狀

元服之次第

(装束之次第・縫物之次第・肩作り之次第
・座所之次第)

酌之次第

酌之次第

通之次第

通之次第

諸取渡之次第

(五節句之次第・万祝之次第・積物之次第)

書札礼法上下

文之次第

男子の「元服之次第」に相当するものは髪置き・袴着の儀式であるが、近世の武士階層の女性には必要ないので省略し、その代りに個人的教養としての装束等の項目を充てたのであろう。産所関係も中世ではそのために別殿を建築するほどの身分にとつては必要の知識であったが近世では性格を異にするものになった。諸取渡も男性にとつて半公的な重要な作法であったが、それは女性の関与することではなく、「万祝之次第」や「積物之次第」が添えられたのである。「五節句之次第」は故実として心得るべき教養をまとめたものである。「女礼集」の跋文に「故事新事交合 初学為門弟級之」とあるが、この跋文の筆者が水島であるなら、水島が故事を受け新事を勘案して本伝書群を編述したとの意であらう。そのように編者は故事を契機としながらも当時の世情の要請を踏まえて編述したのであろうが、「女礼集」全般にはやや故事に重きを置きすぎる傾向が看取される。その点に幸氏はあきたりなく感じ、みずからの編述の諸伝書をこれに対立させることになるのではないかと考へる。

水島が江戸で諸礼指導にあたったのは寛永頃からで、次第に武家の各層に支持者を増し、門弟三千人と称せられたが、ことに天和元年五代將軍の息徳松君の元服に際し御髪置の御用を勤めて以来令名を天下に謳われたとされる。その天和元年より二〇年前水島が次第に盛名を増しつつある頃、万治三年に「女諸礼集」七巻が刊行されている。横山重氏蔵の原裝美木によれば、その跋文に、「右女之狀方手世雖在數多今當加增補名女諸礼集正改令板行者也 千時万治三庚子年春湯吉旦」とあり、編者は知れない。その跋文によれば、當時すでに女性用狀を説いたものが多数あったとのことであるが、おそらくそれは刊本の類ではなく諸礼家の伝書のごときものをさすのであろう。しかしそれらの伝書といえども現存するものはほとんど知られていない。

「女諸礼集」の内容を項目名によって次にあげる。その項目名は各巻の初めに目録のごとき形で挙げてある。一巻では初めに大項目がなく小項目を三ヶ条挙げてあるが、本文には「女房つねにわきまふへき色々」との大項目に相当する見出しを入れてある。この内容は「女礼集」の「五節供の次第」を簡略にし、順序を若干変えて再

編成したものに似ている。以下各巻の目録の大項目を挙げ、本文の見出しが大きく相違したり、目録では小項目に挙げてあるのに、本文では見出しになっている、といった類のものは、括弧に入れて示すことにする。

女諸礼 一之巻

(女房つねにわきまふへき色々)

女ぼうしつけかたの次第 (衣装模様)

よろづくいかたの次第

くいかたかよひの次第 (喰かた通ひの品々)

ぢよちうかたかよひの次第

みやつかへする人心いれの次第 (みやつかへする人こゝろへへ

きしなく)

女礼集 三之巻

嫁取言入真草の次第 (嫁取言入の次第)

よめ入の次第 (嫁入の次第、路次中の次第、嫁取與請取わたした

の次第)

女諸礼 四之巻

しんのしうげんの次第 (女房向與座入の次第)

さうのしうげんの次第 (草の祝言の次第、水指黒棚の事、貝お

ほひの事、ふし水といふ事)

女諸礼集 五之巻

産屋の次第 (産屋の次第、さん屋しよだうぐの次第)

誕生の次第

元服の次第

女諸礼 六之巻

(酌取やうの次第)

女諸礼 七之巻

(みすの事、公郷の上、三方の上、大足打、小あしうち、七五

三のすへかえ、五々三、筋三方膳、常の三方膳、菓子の事、小

袖台の寸法、上の公郷、中のくきやう、下の公郷、上の三方、

中の分、下の分、大足打、中の足打、下あしうち、中足打、中

下足打、五々三、七五三、三方膳、筋三方膳の次第、四季の筋

の次第)

女官の次第

服いとまの次第 (服暇の事、母方おくとまの事、七さい未満

のおさな子のぶくの事、さらゑもつのいみの事、魚をくふ事、

鳥をくふ事、四足の物の事、五辛の事、諸神さんけいの事)

右の項目からまず「女諸礼集」がどのような事項を対象にして編

纂されたかを知ることができる。「七冊書」の伝書名との関係の中

心に言えば、「万葉方次第・元服之次第・酌之次第・通之次第」等

を中心とし、これらに基づいて女性用礼法を編集し、さらに婚礼物・産所物・凶礼物・故実物の伝書から同様に適宜に編纂するという方法を採用したと思われる。たとえば「元服の次第」の末尾の記述に「七冊書」の「元服の次第」を引用する記事のあることなどから、本書の編者は総領家系の伝授を受けた者で、庶流派中の名のあつる者の編著かと思われる。これを水島の「女礼集」と比較するに、概観風に言えば、「女諸礼集」の方がやや古風で、「七冊書」の理念に引きずられる傾向が強いように感ぜられ、また婚礼の儀式等には上層武家を対象とするかのような記述も見られる。それに比べれば水島の「女礼集」はより近世的であり、女性に対する公的儀式的な要素はできるだけ排除し、個人的教養を中心に編集しているし、全体として、御殿奉公をする女性とか右よりやや下層の武家の女性とかを対象とすると思われるような記述が多いようである。いずれにせよ、水島の時代に女性用諸礼の確立が要請されていたことは、疑いのないところと思われる。

五 伊藤幸氏の「女中詞」についての前提的作業

さて、水島派の中で、水島から伊藤幸氏を経て次第に伝承されていく中で女中物がどう改まるか、幸氏の「女中詞」をとりまく伝書

体系がどうあるかを考えるには、「小笠原御家流大目録」(静嘉堂)の関連伝書群を列挙するのが一番好都合であろう。その「八番 女中之書 香之書」のうち「女中之書」に該当するものとして次の伝書が挙げられている。

万葉之次第 通之次第 酌之次第 五節供之次第 文之次第
 女中縫物之次第 女中装束之次第 産所之次第 万祝之次第
 女中嬬之次第 齒黒祝之書 女中詞 衣服書 女中衣裳之次第
 十二月衣裳 女中仕立物調法記 女礼秘伝集 女中嬬哥百首
 女礼配膳配酌之次第 女房方古実 女房之古実 女房衆嬬方之次第 女房故実 女房故実方

右のうち初めの十書の次第物が水島の「女礼集」(女中十冊書)に当たる。それ以後にも「女中嬬哥百首」のごとき水島の著述もあり、またその多くが伝書不明のため著者関係は明らかでないが、「十冊書」以後「齒黒祝之書・女中詞」等や故実書の多くは幸氏の著である。つまり概して初めに水島の伝書を、次に幸氏の伝書を挙げると順序を取っているらしい。これはある程度指導順序を考慮した配列であるかも知れない。

幸氏の指導体系は、進納礼以下の八礼を立て、それに各種の伝書を配分するものであったろう。それは、もちろん幸氏が水島から引き継いだすべての伝書に加えて、更に幸氏の著述の一切を包含する

はずのものである。しかし実際の伝授指導を考えたばあい、一切の伝書を進納礼以下順を追うて指導するというふうではなく、言わば今日の学年制のような方法で何段階かに分けて指導されたものかと思われる。水島や幸氏の伝授を受けた後人が、それを更に展開させたものが「小笠原御家流大目録」であろうと思われる。これは二十二分類の体系のもとに約八〇〇巻の伝書を納める龐大な伝書体系である。その全伝書を修得するためにはまさに多年の歳月を要したことでであろうと思われる。これはまさしく小笠原流水島教養大学とも仮称すべきものである。この伝書数の多きでは、ご三家のどれもが全く水島派には齒が立たない。ご三家が水島派の盛名に遙かに及ばなかつたのは当然である。

ただこの「大目録」を一瞥しても、それが決して水島や幸氏の全伝書を包含していないことは明らかである。たとえば伝記物でもその一部をここに納めているにすぎない。まして水島以前の伝書の多くは除外されている。それらは大学院相当の門下生には「大目録」終了後の研究段階として別に書写を許されるなどのことはあつたかも知れないが、一般の指導には使用されなかつたものかと思われる。またもしこの「大目録」が伊藤家の四代以外の者によって作成されたものであつたら、その者が受けた伝授が完全でなかつたのでこのような「大目録」ができたかとも思われる。そのように考えれ

ば、幸氏の晩年までに成立してあつた伝書数は龐大な量にのぼつたことと思われる。

伝書は教科書である。言ってみれば、教養大学における単元学習の教科書である。それは決して図書館の書架にあるものを、学生が任意に順次書写するというものではない。教科書であるとともに、単位修得者にのみ与えられるものでもある。仁木謙一氏によれば、尊経閣文庫蔵の京都小笠原家中世の伝書に同一日付のものが若干あることから、ある種の伝授事が一系列終了したあとで伝書の書写を許すとともに、跋文に一筆添えて伝授の証とするという方式が取られていたのであるとのことである。⁽¹³⁾近世のばあいには、伝授事項に應じて種々の方式が取られたことであろうが、單なる書写をもつて終りとする、ということではなかつたであろう。

尊経閣文庫の中世伝書に目録が付いている様子は認められない。それはまだ伝書体系の考えられるほどに礼式指導が充実していなかつたからであろう。近世では通常伝書群には目録の付くというふう⁽¹⁴⁾に次第に改まってくる。そのばあい目録は伝書群の一覽表という趣を呈するが、本来は教養学部卒業に際し与えられた修得単位の一覽表という性質を持つものである。したがつて目録には修得単位分の教科書に相当する伝書の附随するのがたてまえてある。これを静嘉堂文庫蔵の「女中詞」との関係から言えば、その「女中詞」は同文

庫の「小笠原御家流大目録」とは言わば唇齒輔車の関係にあったはずのものである。ただ「大目録」とそれに伴う諸伝書とが松井簡治博士の入手されることとなった頃、完全な形態で残留していなかった恐れは十分ある。それを静嘉堂文庫目録作成の際、作成の衝に当たられた方々が、そのような成立事情を無視し、目録や伝書をそれぞれの部門に配当してしまつたため、それ本来の在り方を失い、後世を誤らせることになつたものと思われる。そのような事情については石岡久夫氏の直話を拝聴、私も各種伝書について調査した体験から、全く同感である。

目録と伝書との関係にはこんなばあいがある。延宝六年に小笠原丹齋が將軍家綱に献上した伝書五〇冊一二軸が、内閣文庫に「小笠原礼書」の名で所蔵される。各伝書にはこの経緯については一切記述せず、別に添えられた「御書物目録」に書名目録と献上年月日・小笠原丹齋の名を記載するにすぎない。ただこのばあひも、「弓惣名」には奥書に「干時寛永十七年霜月下旬」との日付がある。編集時日を示すものであるかも知れない。しかしこれは例外的な現象である。それで、もしこのようにして目録と伝書とが一組になっているものうち、ある種の伝書がなにかの事情で群中を離れることが起きたばあひ、その伝書は全く失語症の放浪者のような状態に落ちてしまい、身許を確認する手掛りを失つてしまう。家蔵に「万言様之

事」が二種あり、両者とも類本を持たぬ伝書であり、言語関係の伝書であることだけは分かつたものの、伝系等の手掛りのないまじまじばらくとまどつた経験がある。実はこれは赤沢家による延宝献上本と同一伝書であることがのちに分かつた。このようにして伝書だけが流浪することもあり、「御書物目録」(岩手県立図書館・新戸部文庫)のごとく目録だけ残存することもあり、静嘉堂文庫のごとく目録と伝書とが隔離させられることもある。

「女中詞」の諸本のうち最も古い奥書を持つのは、松井利彦氏の紹介された国会図書館本で「元禄五孟夏上旬」の日付を持つ。ただこれは「元禄五」の下に干支を添えていないが、この種の伝書には干支のあるのが常であるのに、本伝書にそれのないのはいぶかしい。おそらく伝記物のばあひと同様に草稿本に付記された日付を後人がそのまま使用したためかと思われる。筆蹟は伊藤幸氏のものではない。それは背陵部に残る多くの自筆本の筆蹟から言える。幸氏の筆蹟は肉太である。あるいは幸氏の子孫太幸充のものであるかも知れない。ただ手近かに幸充以後の筆蹟を判定する資料がないので、それは言えない。この奥書に伊藤甚右衛門幸氏と同軍太幸充との名を並記してあるが、これは幸氏から幸充への伝授を意味するものではない。伝授のばあひには、幸充の名を並記せず、手紙の末尾の宛名書のように高めの位置から「伊藤軍太殿」と書く。幸氏自

筆の「軍術師話集」（書陵部）にその例がある。またこれは幸充が誰かに与えた伝書でもないであろう。そのばあい授与される者の名が書かれてあるはずだからである。そのように伝授された伝書でないとするなら、誰かが知人の所有する伝書を書写したものとするのが自然であろう。この種の様式の伝書もまた多いものである。なお元禄五年という日付は「軍詞乾坤之巻伝記」において、八ノ戸本の跋文の日付と書陵部の自筆本の日付との合致に見られたことのように、伊藤家の草稿本に附記された編纂の日付を示すものかも知れない。

「女中詞」の性格を考えるには、まず第一にその跋文が重要な示唆を与えることになるであろう。第二に、「大目録」でそれがどの部門に所屬せしめられているかということ、つまり具体的に言えば、それが「女中之書」の部門に所屬させられているか、それとも書札札の部門に所屬せしめられているかということが、当時の伝授者たちの木書に対する評価を知る意味で、重要な示唆を与えることになるであろう。第三に幸氏の著述の一般的傾向、殊に「女中詞」と同様な単語集と解せられる伝書の内容上の傾向が、その種の単語集を編述する際の幸氏の編述を知り、ひいては「女中詞」の性格を推定する上に、重要な示唆を与えることになるであろう。第四に、それはそれぞれの単語集がそれぞれの所屬部門の中で他の伝書群に対し

てどのような伝書体系上の位置を与えられているかを考察することが、重要な示唆を与えることになるであろう。

松井利彦氏によれば、元禄五年本には次の跋文があるよしである。

右者為童女指南稽古 考諸卷冊記置畢 流行言語雖旦夕弥増 以古語可有教訓者也

即ち、子女の指南稽古のために諸卷冊の類を参照して木書を編纂した、日常の用語に新語はいよいよ多く使用されるようではあるが、子女の教育のためには古語についての理解を専一とすべきである、との意であろう。「考諸卷冊記置畢」というのは、当時の女性の使用語彙を採録したとの意とは解すべきではないであろう。それは各種の文献に所載の用語を採録したとの意であろう。また「以古語可有教訓者也」というのも、本書が使用語彙の採録を意図したものであることを示すものと言えるであろう。それは更に幸氏の言語感の在所を示すものと理解することができよう。即ち、当時の女性の日常に使用する用語は品性に欠けるところがあり好ましくないものと考え、それに対し古語は品性豊かで女性の情操を練磨するに好ましいものと考えたのであろう。他本の跋文は元禄五年本と若干相違するらしい。そのような現象は伝書の跋文にはよく見られる。しかし他本の跋文といえども徑庭はなく、右の推定を全面的に否定

するものではない。それにしても跋文だけで判定を下してはならぬであろう。

そのようにして、もし「女中詞」が当時の上層女性の使用言葉としての女房言葉を集録したものでないとする、その用語はどのような性格のものと考えてよからうか。松井利彦氏は、元禄五年本の解説の中で、これを女性用消息文のための用語集であろうと推定された。それは松井氏がかつて、「女重宝記」の大和言葉は「婦女姦草」のそれをほとんどそのまま使用したものであること、それが女性の消息文のための用語集であろうとのすぐれた論拠をもされたことがあり、今次の解説もそれを踏まえた論である。私も当時その提唱に深く感動したが、その後小笠原流を初めとする諸礼家の伝書の採集検討を重ねていくうち、諸礼家の言語関係の伝書一般について以前とは解釈を異にするようになった。たしかに「婦女姦草」巻五ノ下の「女中のつかふ詞」として挙げる「和言」と「女重宝記」巻一の「大和詞」との間に密接な関係のあることは指摘の通りであるが、「女重宝記」には別に巻五に「新やまと言葉」があり、これはその前に附加された「女節用文字尽」などとともて女性用消息文のためのものであろう。同じ使用目的のために同一書中に二項目を設定することは、著作の構想上不統一とせざるをえない。著者はそれぞれ異なる職能を期待していたと考えるのが自然であらう。それで私

は「女重用記」巻一の「大和詞」は消息文用ではないと考えたい。巻一のそれも「女のやはらかなる詞つかい」と「大和詞」とに二分してある。二分したということは著者がそれぞれの語性について別の解釈を持つことを示すものであろう。この「大和詞」の方は帝氏の「女中詞」と同様の語性を考えていたのではないかと考える。

「女中詞」が消息文用単語集ではなからうとの推定根拠は、一つには「大目録」の所属部門にも基づいている。「女中詞」は「八番女中之書」の部門に所属するが、「大目録」には別に「四番書札」の項があり、水島の大著「草露伝」等を含み、言語関係には別に「当流言語門」の伝書名を挙げてある。「草露伝」は二巻の大著で、その中に用語集と認定してよいものも含まれている。「当流言語門」は今は失なわれたものかと思われ、その内容を知るよしもないが、「推諷言語集」などの例からすれば、必ずしも単語集に違いないとは言いきれない点もある。それにしても用語の解説に大きく配慮していることは考えられる。「大目録」中の「書札」の項の伝書名は「草露伝」中の諸巻名と重複するように思われるが、「大目録」の伝書に相当するものの在所が明らかでないため当面比較することはできない。「書札」の部門の伝書については目下水島の著作と幸氏の著作との選別をほとんど行っていない。したがって「書札」に関しては両者の編集姿勢の差を明確に把握してはいな

い。そのため確言的な判定は避けなければならないが、「女中詞」がこの部門に所属させられていないことや、「当流言語門」がこの部門にはあって、それによってこの部門の言語的側面を代表させていたかと思われる構成からして考えると、「女中詞」は消息文の用語集ではなかつたらう、と考えられるのである。幸氏に比較的接近した時代の伝授者が「大目録」の部門を組織付けたのであらうと思われるが、それらの人たちが本書を書札に関する伝書と理解しないで、「女中之書」の部門に入れ、書札から除いていることは無視すべきではなからうと思われる。

「大目録」の多くの部門には、「女中詞」に類する単語集が一つずつ配当してある。それらに着目すると、そのような現象は決して偶然の結果ではなく、それは水島—幸氏と続く系列における、殊に幸氏における言語重視のあらわれのように思われる。というのは、それらの言語関係伝書には水島の編著もあるが、幸氏のそれややまざっているかと思われるからである。それらの部門名と伝書名とを挙げれば次のごとくである。

四番書札 当流言語学	五番故実書	古実抜糸
八番女中之書・香書 女中詞	十番雜書区札	推陳言語集
十一番軍札卷 訓問集軍詞之卷	十二番軍札	陣中言語集
十七・十八・十九番大迫物書	大迫物射手詞集	

二十番軍札・馬法札・弓札伝記 軍詞之卷伝記

右のうち、一・二・三番は口伝書・漱奥書・諸祝儀伝記の部門で言語集はできにくい。六番嘉礼は「七冊書」のほかに目録を集めたもの、七番諸祝儀卷物は武家故実を四種集めたのみ、九番嘉礼之書は婚札献立物を多数集めてある。それらのような特殊な条件の部門のほかになるべく言語関係の伝書が一つずつ配当してある。それはもちろん部門の分類を立てそれに応じて伝書を作ったという関係ではなく、まず伝書が編述されており、のちそれを部門別に分類した際、各部門に配当した、という関係ではあらうが、そのように考えれば、水島派の人たちの言語的関心はもとと大きかつたらしいと推測される。

言語関係伝書のうち「古実抜糸」は、もともと古語の集録であるため比較的材料にならないが、境遇上で「女中詞」に近い関係にあったと思われるものに水島の「訓問集軍詞之卷」と幸氏の「軍詞乾坤之卷伝記」とがある。「軍詞之卷」は水島が「訓問集」を再編成したとき、小池貞成の伝書をもとにして編述したと巻末に述べている。小池の武者言葉集には島田貞一氏所蔵本と家蔵本とがあるが、両伝書ともに小池以後複数の伝承者があり、それらによる増補・編成替えても受けたのであらうか、同一祖形から分出したものとは思えないほどであり、まして「軍詞之卷」との直接的関係は到底辿

れそうにもないほどの差違が見られる。そこで扱われる武者言葉の語性については、私もかつてはそうであったが、武士階層の使用語彙の集録と理解する学者が多いのではないかと思われる。近松茂矩の「軍語摘要」に言うように、それは慶長元和の役の頃には生きた言葉で、武士のたしなみとして正當に機能していたが、すでに天草の乱の頃にはわずかに数十年の泰平の間に忘れられ、往年の使用体験を持つ古老にとって笑止の沙汰が多かったとされる。すでに失なわれ、そのためにたしなみを欠く表現の横行するのを歎いて、正しい用法を教え正しい用法によって武者言葉本来の機能を果たさせようとして、各流兵法学で教科書として武者言葉集の類が編纂された。その経緯は「女中詞」の編纂にそのまま適用できるのではあるまいか。そのようにして多くの武者言葉集が編纂されたが、そのような兵法学の流れを踏まえて、あらためて軍礼という観点から水島は「軍詞之巻」を編纂したのであった。そのように礼法家の視点は兵学者のそれとは異なるといふことを更に強く把握し直した形で、幸氏は「軍詞乾坤之巻伝記」の末尾で、「当道ハ軍詞ヲ習覚シテ仮初ニモ人前ニテ弱キ詞ノ禁句ヲ吐キ略專要也」と述べている。みずからが直接戦闘に参可する可能性を持つ兵学者とは、諸礼家は異なる立場にある。しかしそうだからと言って諸礼家が軍詞をよく承知せず、相手の禁句とする語句を使用して相手に迷惑をかけるのは、これま

た不都合である。したがって、諸礼家の立場としては軍詞をよく承知して、相手をいやがらせず相手に迷惑を及ぼさない立場を持つるをもつて專要とすべきである、というのである。そのような観点から水島は小池の伝書その他の記録類を参看して「軍詞之巻」を編纂したのであり、幸氏はその冊書に基づいてそれを祖述する態度を持しながら、一方ではみずからの調査資料を加味したうえで、結論的に諸礼家の姿勢を客観的に表明したわけである。この幸氏の姿勢は基底部で「女中詞」に同様に看取されるように思われる。

「女中之書」の伝書体系の中で「女中詞」がどのようなポストを予定していたか、を言うことはむづかしい。もともとある種のポストを予定して編述されたのか、それともある種の内的要請に基づいて編述されたものがある種のポストに指定されることになったのか、そんな関係が定かでないからである。しかし幸氏にとっては水島の「女中十冊書」が既定の事実として存在しており、彼がそれに満足しているかぎり新たな編著を企てる必要はなかったわけである。そのかぎりでは幸氏の編著はことごとく水島の著述に対するものと考えることができるであろう。そのように考えてみると、「女中之書」の伝書群は比較的簡単に分類できそうである。私はかりにこれを三分類しておきたい。この三分類は、あるいはこの「女中之書」の指導段階と見ることでもできるかも知れない。即ち「女中之

書」の伝書群はその三分類に従って三段階に分けて指導したと考えることもできそうである。それは次の三種である。

(1) 万歳之次第・通之次第・酌之次第・五節供之次第・文之次第・

女中縫物之次第・女中装束之次第・座所之次第・万祝之次第・

女中儀之次第

(2) 齒黒祝之書・女中詞・衣服書・女中衆衣装之次第・十二月衣装

・女中仕立物調法記

(3) 女礼秘伝集・女中儀哥百首・女礼配膳配酌之次第・女房方古実

・女房之古実・女中衆儀方之次第・女房故実・女房故実方

右の(1)は水島の「女中十冊書」である。もっともこれにはほかに普通「官仕之次第・積物之次第」の二伝書が加わるが、これでは除いてある。除くのが「十冊書」の原型なのかどうかは、明らかでない。(2)は「女中詞」や「女中仕立物調法記」など幸氏の編著を中心にする群である。これは言語や衣装などの女性の個人的な嗜好を中心としてまとめたものである。(3)は故実物を中心とする伝書群で、故実物は主として幸氏の編著かと考えられるが、その他では水島の「女中儀哥百首」や古式を伝える女礼物を交えるという構成のように思われる。

(1)における水島の「女中十冊書」と(2)における幸氏関係の伝書群の対応関係で留意されることは、(1)の「万祝之次第」の一部にある

かねつけの記事に対し、踏書を博搜して編述したのが(2)の「齒黒祝之書」であろうこと。また(1)の「女中縫物之次第」に対して観点を改めて編述したのが(2)の「女中仕立物調法記」である。同様に(1)の「女中装束之次第」に対するものが(2)の「衣装書・女中装束之次第・十二月衣装」であり、ことに「十二月衣装」は「女中装束之次第」の本文中に「十二月衣装之次第」という項目があり、それに対するものと考えられる。それでは(2)の「女中詞」は(1)のどれに対するものであるうか。考えられるものは「五節供之次第」と「文之次第」とである。もし「文之次第」に対するものであれば、これが女子用消息文のための用語集であろうとされる松井氏の提案も可能性を持つことになる。

「文之次第」で解説する項目を順次に挙げれば、まずたてぶみ・こしおみ・内ふう・むすびふみ・のりふうじなどの書状形式の解説。次に正月・三月三日・四月朔日・五月五日・六月廿九日・七月七日・八月朔日・九月九日・十月ゐの子などの日に書く手紙には五節供の事などを書き始めるようにとの注意書。次に高位の女中への宛名の書き様など。脇付け。宛名と自分の名と年月の事。上包みの書き様。以下、目錄・進上・註文・香典目錄・色紙・短冊・一字題・三四字題等の書き方を例示する。これらの事項は主として禁中の女官や御殿女中などの女性を対象にして半公的な書札札についての教養

を説くような趣であつて、一般の女性の私的な消息について説くといった感じはほとんどない。文言についての注意はせいせい次のようなものに限られる。

一 たてふみの事 もんこんはいかやうにもあるへし

一 とむらひのふんにかくましきふんの事 こんどなをくや

かて また かさねくくれく かやうのことははいむ

なり

一 しょうげんの文ごん かへすく またく さりなからか

やうもん^んこんは書へからすよくく心得へし

「女中詞」がもし「文之次第」の不備を補うためのものであるなら、もっと違う方法を採用したと思われる。というのは、水島の「縫物之次第」はこの「文之次第」と同様にその指導対象が女官か御殿女中などの上臈中臈といった感じであつたのに対し、幸氏の「女中仕立物調法記」の指導対象は武家の一般女性であり、そのために日常の仕立物の嗜を述べるといふ感じであつた。同様にして水島の「文之次第」に対応して幸氏が消息文のための指導を行なうなら、武家の女性一般のために各種の書状の書き方を示すといった類の伝書を作成したことであろう。そのことと、今一つ重要なことは幸氏には書札礼に関する伝書のないことである。彼は故実物などで師水島卜也を凌駕する一面を見せし、それに基づく単語集編纂に

はすぐれた一面を発揮したが、書札礼に関しては水島の「草露伝」に完全に圧倒されてしまつて、全く手をつけていない。これは幸氏の不得意とする面だったのであろう。そのようなことから、私には「女中詞」が消息文のための用語集であつた可能性はきわめて薄いものと思われる。

「女中十冊書」の中で辞句についての解説を行なうものとしては「五節供之次第」が挙げられる。これは、元三・正月七日の五節供初め・十五日のあずきかゆ・移徒の祝い・二月八日の行事・三月三日の桃の節句・雑遊び・四月朔日の衣替之等々の行事を挙げて解説するものである。これは「七冊書」の「万葉之次第」の巻頭の諸項の女性版である。しかし「五節供之次第」はそれ以上には及んでいない。つまり真に「女中詞」に対応する伝書は、「女中十冊書」にはないわけである。即ち「女中詞」は水島の諸著に対する補説などといった意図で編纂されたものではなく、純粹な言語的関心から、女性の教養のために編述したとする「女中詞」の跋文のごとき理由によつて成立したものと考えられるのである。

私にとつて、「女中詞」は消息文用語集ではあるまいと推測せしめる根本的理由は、すでに述べた跋文その他との関係もさることながら、根本的には幸氏の学風に対する解釈から自生するものである。幸氏が書札礼に関心を持たなかつたのは、幸氏がかつて書札礼

になまされた体験を持たず、またしかるべき古記録類の採集を行なっていないからであらう。室町時代に三代將軍義満が公家と強く接触するようになって以来、公家の書札札に対して武家の立場から書札札を確立する必要に迫られ、急速弘安礼節等を参照したり公家を師としたりしてそれぞれの家風になつた札式を次第に確立していき、曾我流その他が生育した。しかしそれは対禁中对公家の接触の強い京都の室町將軍家の存在の上に立つ書札札である。近世の徳川幕政下では情況はまた一変し、対大名・對幕府等の書札札が前代より一層複雑化された形態で要請された。「草露伝」はそのような要請に應えるものであり、資料は前代の文献を多く使用し、指導対象を上層武家もしくはその祐筆級に置くものであつて、一般の武士たちを対象とするものは問題外にされている。しかし当時諸礼家に要請されたのはその種の情況下においてであつたらうから、書札札は「草露伝」をもつて一応の完成と考えられ、それ以上の充実は考えも及ばなかつたのであらう。幸氏がこれにあえて手出しをしなかつた理由には、そのような事情があつたかと思われる。

水島は多くの先学の伝授をすすんで受け、諸札の内容を広範圍に拡大しそれらを奥深く充実することを試みたが、一つには彼が若州武田家その他の伝書をも数多く所蔵すると言われたほどに、諸資料を多く蔵していたため、それらのことが可能になつたのであらう。

幸氏は水島に志学の頃より多年にわたつて側近く仕えて薫陶を受けたが、一面その蔵書を相当地自由に使用する便宜をもあわせ持つたことであらうし、また一面彼は水島の講義の聞書も多く作つたように一種のメモマンでもあつたらうし、更に彼自身師と同様にかんりの蔵書家になつていたことであらう。そのようなことが契機となつたのであらうか、彼は各種の故実物を次つぎと完成させ、そこに彼独自の世界を構築した。「大目録」の各部門に散在する各種の故実物にはその成果が多く見られ、その一端として語彙の採録を中心にしたのが、「古史抜糸」「女中詞」その他であつたらうと考えられる。私は幸氏の学的傾向をそのように把握し、「女中詞」は、跋文に述べるように、女子教育のためには、流行の烈しい新語よりも、古風を存する用語をもつてする方が好ましい、との観点から、各種記録類より抽出して編纂したものと考える。

(1) 松井利彦氏、「女中ことば集とその所収語の性格」(「国語」
「国文」、昭和四一・六)

(2) 島田勇雄、「近代の語彙Ⅱ」(講座国語史、「語彙史」、大修館書店)の「女房詞」の項。

(3) 島田、放鷹諸流と鷹詞との關係についての試論——武家札式における小笠原流諸派の放鷹書の基礎的研究——(神戸大学文学部紀要4)

(4) 家蔵に「当家祝言巻女札」一軸がある。伝系を、長秀—長時

—貞慶—貞通—後藤勝之—中台直綱とするもの。それは婚礼物と同様に儀式的な事項が主で、個人的教養にまでは言及していない。女礼物は武家故実から武家踏礼への道を取るものと思われる。

- (5) 「西条の岡本美濃殿も小笠原也。阿波国に而弓法の躰方を御伝へ候」(「昔阿波物語」)、「阿波国徴古雑抄」所収)。「諸礼一統集」(「和礼義統要約集」)の著者小笠原友徳斎長行。
注(4)の軸物の伝者。その他遠江入道沙弥心宗正鉄・出雲守入道休庵・源与斎・左馬之助・主馬頭貞通・宗綱・右平太・勝斎などが武家礼式書の伝系に現われ、兵法関係では頼氏・氏隆などが知名である。また臣下の者では小笠原知成・小笠原(岩村)重久らがある。
- (6) 「徳川家躰方小笠原家被往復ニ付書留」(岩手県立図書館)
(7) 二本謙一氏、「室町幕府弓馬故実家小笠原氏の成立」(国学院大学日本文化研究所紀要・第二四輯)
(8) 島田、小笠原流諸派の言語関係伝書についての試論——「言語令」は小笠原貞宗の著ではない——(島田勇雄先生退官記念論文集、前田書店)
(9) 石岡久夫氏、「日本兵法史上」八四P。
注(9)参照。
- (10) 島田、「中世末・近世初期の医学書・本草書に見られる「一字銘」について」(神戸大学文学部紀要3)
(11) 島田、「並木正三の歌舞伎作品」(水門の会、「水門」、二号)

(13) 註(7)参照。